

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年5月10日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名 中野 貴文



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,240,000	@ 270,000円 × 12ヶ月 = 3,240,000円
2 その他	1,818	自己資金
収入合計	3,241,818	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	27,403	27,403	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	562,439	562,439	
広報・広聴費	1,253,980	1,253,980	
人件費	154,800	154,800	
事務・事務所費	1,243,196	1,241,378	
支出合計	3,241,818	3,240,000	

令和2年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 中野貴文

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 ガソリン代	4/1～3/31	市政に関する調査等で使用する自動車の燃料や駐車料金に使用した。
【資料購入費】 書籍購入	4/1～3/31	市政に関する調査・研究の為に資料・書籍等に使用した。
【広報・広聴費】 市政レポートの作成・配布	4/1～3/31	議会活動を市民へ広報する為に、市政報告書を作成し、配布した。 配布方法は、手配り・ポスティング・新聞折込にて行った。
【人件費】	4/1～3/31	市政に関わる調査・研究の補助や事務業務等を行う為に事務員を雇用する為に使用した。
【事務・事務所費】 事務所賃借 事務用品の購入	4/1～3/31	市政に関わる調査研究を行う為の事務所賃借。それらに関わる事務用品などに使用した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2.4.2	4-①		34,222	-34,222	自動車リース料	⑨	
R2.4.10		810,000		775,778	政務活動費4月～6月分受入分		
R2.4.20	4-②		44,110	731,668	市政報告デザイン料	⑦	
R2.4.27	4-③		8,520	723,148	自動車保険料	⑨	
R2.4.27	4-④		10,780	712,368	事務所駐車場代	⑨	
R2.4.27	4-⑤		60,088	652,280	事務所賃料	⑨	
R2.4.27	4-⑥		1,991	650,289	PC用マウスパッド	⑨	
R2.4.27	4-⑦		16,170	634,119	書籍代	⑥	
R2.4.27	4-⑧		34,958	599,161	書籍代	⑥	
R2.4.27	4-⑨		3,630	595,531	書籍代	⑥	
R2.4.27	4-⑩		35,530	560,001	書籍代	⑥	
R2.4.27	4-⑪		9,725	550,276	携帯電話使用料	⑨	
R2.4.27	4-⑫		6,820	543,456	書籍代	⑥	
R2.4.27	4-⑬		4,400	539,056	新聞購読費	⑥	
R2.4.30	4-⑭		20,800	518,256	事務所人件費	⑤	
月計		810,000	291,744				
累計		810,000	291,744	518,256			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2.5.7	5-①		34,222	484,034	自動車リース料	⑨	
R2.5.26	5-②		8,520	475,514	自動車保険料	⑨	
R2.5.27	5-③		1,980	473,534	書籍代	⑥	
R2.5.27	5-④		4,559	468,975	PC ハブ	⑨	
R2.5.27	5-⑤		86,266	382,709	市政報告印刷代	⑦	
R2.5.27	5-⑥		25,815	356,894	市政報告印刷代	⑦	
R2.5.27	5-⑦		27,554	329,340	PC オフィスソフト	⑨	
R2.5.27	5-⑧		2,819	326,521	ガソリン代	①	
R2.5.27	5-⑨		964	325,557	マグネットポケット	⑨	
R2.5.27	5-⑩		1,509	324,048	クリップ、ボックステープ、修正テープ	⑨	
R2.5.27	5-⑪		14,850	309,198	書籍代	⑥	
R2.5.27	5-⑫		22,671	286,527	書籍代	⑥	
R2.5.27	5-⑬		1,679	284,848	PC ケース	⑨	
R2.5.27	5-⑭		3,302	281,546	PCフィルム、キーボードカバー	⑨	
R2.5.27	5-⑮		417	281,129	PCパッドフィルム	⑨	
R2.5.27	5-⑯		8,022	273,107	WiFiルーター	⑨	
R2.5.27	5-⑰		2,080	271,027	PC スタンド	⑨	
R2.5.27	5-⑱		7,801	263,226	PC ブルーレイドライブ	⑨	
R2.5.27	5-⑲		1,566	261,660	簡易脚立	⑨	
R2.5.27	5-㉑		10,389	251,271	携帯電話使用料	⑨	
R2.5.27	5-㉒		3,091	248,180	ガソリン代	①	
R2.5.27	5-㉓		4,400	243,780	新聞購読費	⑥	
R2.5.29	5-㉔		17,200	226,580	事務所人件費	⑧	
月計		0	291,676				
累計		810,000	583,420	226,580			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R2.6.2	6-①		34,222	192,358	自動車リース料	⑨	
R2.6.2	6-②		16,088	176,270	事務所契約書等書類作成費	⑨	
R2.6.2	6-③		24,000	152,270	事務所賃料	⑨	
R2.6.2	6-④		12,220	140,050	事務所駐車場代	⑨	
R2.6.9	6-⑤		161,562	-21,512	市政報告レポート新聞折込費	⑦	
R2.6.26	6-⑥		8,520	-30,032	自動車保険料	⑨	
R2.6.29	6-⑦		2,860	-32,892	書籍代	⑥	
R2.6.29	6-⑧		10,890	-43,782	書籍代	⑥	
R2.6.29	6-⑨		3,080	-46,862	書籍代	⑥	
R2.6.29	6-⑩		6,820	-53,682	書籍代	⑥	
R2.6.29	6-⑪		40,772	-94,454	書籍代	⑥	
R2.6.29	6-⑫		2,420	-96,874	書籍代	⑥	
R2.6.29	6-⑬		13,568	-110,442	携帯電話使用料	⑨	
R2.6.29	6-⑭		3,200	-113,642	ガソリン代	①	
R2.6.29	6-⑮		4,400	-118,042	新聞購読費	⑥	
R2.6.30	6-⑯		24,000	-142,042	事務所賃料	⑨	
R2.6.30	6-⑰		12,220	-154,262	事務所駐車場代	⑨	
R2.6.30	6-⑱		5,200	-159,462	事務所人件費	⑧	
月計		0	386,042				
累計		810,000	969,462	-159,462			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2.7.2	7-①		34,222	-193,684	自動車リース料	⑨	
R2.7.6	7-②		49,610	-243,294	市政報告デザイン代	⑦	
R2.7.10		810,000		566,706	政務活動費受入(7月~9月分)		
R2.7.15	7-③		1,088	565,618	事務所電気代(7月分)	⑨	
R2.7.27	7-④		1,232	564,386	名刺印刷代	⑦	
R2.7.27	7-⑤		3,080	561,306	書籍代	⑥	
R2.7.27	7-⑥		8,638	552,668	書籍代	⑥	
R2.7.27	7-⑦		11,337	541,331	書籍代	⑥	
R2.7.27	7-⑧		2,167	539,164	事務所 配線器具パソコン付属品	⑨	
R2.7.27	7-⑨		735	538,429	コピー用紙、ノート、修正テープ	⑨	
R2.7.27	7-⑩		1,582	536,847	穴あけパンチ	⑨	
R2.7.27	7-⑪		2,069	534,778	リングファイル、領収書、請求書、ファイル、ボールペン、のり	⑨	
R2.7.27	7-⑫		352	534,426	事務所スเปアキー	⑨	
R2.7.27	7-⑬		1,760	532,666	書籍代	⑥	
R2.7.27	7-⑭		4,400	528,266	新聞購読費	⑥	
R2.7.27	7-⑮		13,131	515,135	携帯電話使用料	⑨	
R2.7.27	7-⑯		9,384	505,751	書籍代	⑥	
R2.7.27	7-⑰		3,347	502,404	書籍代	⑥	
R2.7.27	7-⑱		550	501,854	書籍代	⑥	
R2.7.27	7-⑲		8,520	493,334	自動車保険料	⑨	
R2.7.29	7-⑳		24,000	469,334	事務所賃料	⑨	

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2.7.29	7-㉑		12,220	457,114	事務所駐車場代	⑨	
R2.7.31	7-㉒		4,000	453,114	事務所人件費	⑧	
R2.7.31	7-㉓		23,200	429,914	事務所人件費	⑧	
月計		810,000	220,624				
累計		1,620,000	1,190,086	429,914			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、
・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件
⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2. 8. 3	8-①		34,222	395,692	自動車リース料	⑨	
R2. 8. 18	8-②		162,417	233,275	市政報告ポスティング代	⑦	
R2. 8. 26	8-③		8,520	224,755	自動車保険料	⑨	
R2. 8. 27	8-④		24,000	200,755	事務所賃料	⑨	
R2. 8. 27	8-⑤		1,760	198,995	書籍代	⑥	
R2. 8. 27	8-⑥		16,940	182,055	書籍代	⑥	
R2. 8. 27	8-⑦		2,277	179,778	ガソリン代	①	
R2. 8. 27	8-⑧		17,028	162,750	書籍代	⑥	
R2. 8. 27	8-⑨		3,190	159,560	書籍代	⑥	
R2. 8. 27	8-⑩		18,590	140,970	書籍代	⑥	
R2. 8. 27	8-⑪		760	140,210	飲み物代	⑦	
R2. 8. 27	8-⑫		688	139,522	プリンター消耗品	⑨	
R2. 8. 27	8-⑬		116,081	23,441	市政報告印刷費	⑦	
R2. 8. 27	8-⑭		4,400	19,041	新聞購読費	⑥	
R2. 8. 27	8-⑮		12,220	6,821	事務所駐車場代	⑨	
R2. 8. 27	8-⑯		13,128	-6,307	携帯電話使用料	⑨	
R2. 8. 31	8-⑰		4,800	-11,107	事務所人件費	⑧	
R2. 8. 31	8-⑱		6,000	-17,107	事務所人件費	⑧	
月計		0	447,021				
累計		1,620,000	1,637,107	-17,107			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R2.9.2	9-①		34,222	-51,329	自動車リース料	⑨	
R2.9.8	9-②		49,610	-100,939	市政報告デザイン料	⑦	
R2.9.28	9-③		9,408	-110,347	自動車保険料	⑨	
R2.9.28	9-④		24,000	-134,347	事務所賃料	⑨	
R2.9.28	9-⑤		12,220	-146,567	事務所駐車場代	⑨	
R2.9.28	9-⑥		3,333	-149,900	書籍代	⑥	
R2.9.28	9-⑦		3,017	-152,917	ガソリン代	①	
R2.9.28	9-⑧		4,400	-157,317	新聞購読費	⑥	
R2.9.28	9-⑨		13,190	-170,507	携帯電話使用料	⑨	
R2.9.30	9-⑩		12,800	-183,307	人件費	⑧	
月計		0	166,200				
累計		1,620,000	1,803,307	-183,307			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、（事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2.10.2	10-①		34,222	-217,529	自動車リース料	⑨	
R2.10.5	10-②		165,484	-383,013	市政報告レポート新聞折 込費	⑦	
R2.10.9		810,000		426,987	政務活動費受入 (1 0月～12月分)		
R2.10.26	10-③		9,408	417,579	自動車保険料	⑨	
R2.10.27	10-④		1,600	415,979	ガソリン代	①	
R2.10.27	10-⑤		3,155	412,824	ガソリン代	①	
R2.10.27	10-⑥		82,764	330,060	市政報告印刷費	⑦	
R2.10.27	10-⑦		1,980	328,080	書籍代	⑥	
R2.10.27	10-⑧		4,620	323,460	書籍代	⑥	
R2.10.27	10-⑨		8,809	314,651	書籍代	⑥	
R2.10.27	10-⑩		2,233	312,418	書籍代	⑥	
R2.10.27	10-⑪		1,216	311,202	事務所電気代 (9月分)	⑨	
R2.10.27	10-⑫		4,400	306,802	新聞購読費	⑥	
R2.10.27	10-⑬		13,125	293,677	携帯電話使用料	⑨	
R2.10.27	10-⑭		1,798	291,879	事務所電気代 (8月分)	⑨	
R2.10.29	10-⑮		24,000	267,879	事務所賃料	⑨	
R2.10.29	10-⑯		12,220	255,659	事務所駐車場代	⑨	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月
事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務
費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③
・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2.10.30	10-⑰		24,000	231,659	人件費	⑧	
月計		810,000	395,034				
累計		2,430,000	2,198,341	231,659			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R2. 11. 2	11-①		34,222	197,437	自動車リース料	⑨	
R2. 11. 26	11-②		9,408	188,029	自動車保険料	⑨	
R2. 11. 27	11-③		4,620	183,409	書籍代	⑥	
R2. 11. 27	11-④		18,778	164,631	ICレコーダー	⑨	
R2. 11. 27	11-⑤		4,708	159,923	書籍代	⑥	
R2. 11. 27	11-⑥		5,940	153,983	書籍代	⑥	
R2. 11. 27	11-⑦		9,460	144,523	書籍代	⑥	
R2. 11. 27	11-⑧		1,306	143,217	事務所電気代（10月分）	⑨	
R2. 11. 27	11-⑨		4,400	138,817	新聞購読費	⑥	
R2. 11. 27	11-⑩		13,125	125,692	携帯電話使用料	⑨	
R2. 11. 27	11-⑪		24,000	101,692	事務所賃料	⑨	
R2. 11. 27	11-⑫		12,220	89,472	事務所駐車場代	⑨	
月計		0	142,187				
累計		2,430,000	2,340,528	89,472			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている正費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2.12.2	12-①		34,222	55,250	自動車リース料	⑨	
R2.12.10	12-②		200	55,050	駐車場代	①	
R2.12.18	12-③		24,000	31,050	事務所賃料	⑨	
R2.12.18	12-④		12,220	18,830	事務所駐車場代	⑨	
R2.12.28	12-⑤		9,408	9,422	自動車保険料	⑨	
R2.12.28	12-⑥		4,180	5,242	書籍代	⑥	
R2.12.28	12-⑦		8,140	-2,898	書籍代	⑥	
R2.12.28	12-⑧		10,978	-13,876	SDカード代	⑨	
R2.12.28	12-⑨		15,906	-29,782	書籍代	⑥	
R2.12.28	12-⑩		1,980	-31,762	書籍代	⑥	
R2.12.28	12-⑪		842	-32,604	事務所電気代 (11月分)	⑨	
R2.12.28	12-⑫		4,400	-37,004	新聞購読費	⑥	
R2.12.28	12-⑬		13,180	-50,184	携帯電話使用料	⑨	
R2.12.29	12-⑭		12,800	-62,984	人件費	⑧	
月計		0	152,456				
累計		2,430,000	2,492,984	-62,984			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、(事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.01.04	1-①		34,222	-97,206	自動車リース料	⑨	
R3.01.08		810,000		712,794	政務活動費受入(1月~3月分)		
R3.01.22	1-②		24,000	688,794	事務所賃料	⑨	
R3.01.22	1-③		12,220	676,574	事務所駐車場代	⑨	
R3.01.22	1-④		49,610	626,964	市政レポートデザイン費	⑦	
R3.01.26	1-⑤		9,408	617,556	自動車保険料	⑨	
R3.01.27	1-⑥		1,540	616,016	書籍代	⑥	
R3.01.27	1-⑦		14,140	601,876	書籍代	⑥	
R3.01.27	1-⑧		40,301	561,575	書籍代	⑥	
R3.01.27	1-⑨		24,816	536,759	書籍代	⑥	
R3.01.27	1-⑩		2,496	534,263	ガソリン代	①	
R3.01.27	1-⑪		743	533,520	事務所電気料	⑨	
R3.01.27	1-⑫		1,600	531,920	ガソリン代	①	
R3.01.27	1-⑬		4,400	527,520	新聞購読費	⑥	
R3.01.27	1-⑭		13,135	514,385	携帯電話使用料	⑨	
R3.01.28	1-⑮		94	514,291	切手代	⑦	
月計		810,000	232,725				
累計		3,240,000	2,725,709	514,291			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R3.02.02	2-①		34,222	480,069	自動車リース料	⑨	
R3.02.10	2-②		165,825	314,244	市政レポート折込費	⑦	
R3.02.24	2-③		1,000	313,244	駐車場代	①	
R3.02.26	2-④		9,408	303,836	自動車保険料	⑨	
月計		0	210,455				
累計		3,240,000	2,936,164	303,836			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.03.01	3-①		13,125	290,711	携帯電話使用料	⑨	
R3.03.01	3-②		14,498	276,213	書籍代	⑥	
R3.03.01	3-③		22,110	254,103	書籍代	⑥	
R3.03.01	3-④		1,760	252,343	書籍代	⑥	
R3.03.01	3-⑤		4,400	247,943	新聞購読料	⑥	
R3.03.01	3-⑥		978	246,965	事務所電気代 1月分	⑨	
R3.03.01	3-⑦		9,680	237,285	書籍代	⑥	
R3.03.01	3-⑧		6,313	230,972	市政レポート印刷代	⑦	
R3.03.01	3-⑨		86,427	144,545	市政レポート印刷代	⑦	
R3.03.01	3-⑩		24,000	120,545	事務所賃料	⑨	
R3.03.01	3-⑪		12,220	108,325	事務所駐車場代	⑨	
R3.03.02	3-⑫		34,222	74,103	自動車リース料	⑨	
R3.03.26	3-⑬		9,408	64,695	自動車保険料	⑨	
R3.03.29	3-⑭		13,126	51,569	携帯電話使用料	⑨	
R3.03.29	3-⑮		4,400	47,169	新聞購読費	⑥	
R3.03.29	3-⑯		2,948	44,221	ガソリン代	①	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.03.29	3-⑰		1,169	43,052	事務所電気料2月分	⑨	
R3.03.29	3-⑱		15,040	28,012	HDMI変換アダプター	⑨	
R3.03.29	3-⑲		5,830	22,182	書籍代	⑥	
R3.03.31	3-⑳		24,000	-1,818	人件費	⑧	
月計		0	305,654				
累計		3,240,000	3,241,818	-1,818			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

櫻 敏

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住所	〒 [REDACTED] 茨城県 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年2月1日～令和2年7月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	9時間/週 (1日3時間×3日/週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) / (週勤務時間数) × 100%		備考欄を参照 時間 / 時間
	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	基本的に政務活動のみの業務内容だが、他の活動が入る可能性もあるため、按分は30%とする		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	大阪府堺市 XXXXXXXXXX	TEL XXXXXXXXXX
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和2年 2月 1日から 令和2年 7月 31日まで	
就業場所	大阪府堺市北区長曾根町 3032-9 1F	
仕事内容	政務活動に関する事務及び調査研究の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前 9時00分から 午後 6時00分までの3~4時間程度 (0分)	
休 日	週2日以上	
給与(賃金)	時給1,000円	
給与支払	月末締め月末払い	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和 2年 2月 1日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 中野 貴文 [Redacted]</p> <p style="text-align: right;">被雇用者 XXXXXXXXXX [Redacted]</p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

中野 貴文

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住所	〒[REDACTED] 堺市[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年8月1日 ～ 令和3年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	9時間/1週 (1日3時間×3日/1週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定(備考欄参照) (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間 (週勤務時間数) 時間		80%
	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	基本的に政務活動のみの業務内容だが、他の活動が入る可能性があるため、按分とする。(80%)		



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	大阪府堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和2年 8月 1日から 令和3年 3月 31日まで	
就業場所	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁548-5	
仕事内容	政務活動に関する事務及び調査研究の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前 9時00分から 午後 6時00分までの3～4時間程度 (0分)	
休 日	週2日以上	
給与(賃金)	時給1,000円	
給与支払	月末締め月末払い	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和 2年 8月 1日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 中野 貴文 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者 </p>		

出勤簿 (令和 2年 4月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	9:00	11:00	2:00	:	
2日	木	8:00	9:00	1:00	:	
3日	金	:	:	:	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	9:00	12:00	3:00	:	
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	:	:	:	:	
9日	木	9:00	11:00	2:00	:	
10日	金	13:00	15:00	2:00	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	:	:	:	:	
14日	火	12:00	15:00	3:00	:	
15日	水	:	:	:	:	
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	10:30	12:00	1:30	:	
18日	土	10:00	10:30	:30	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	13:00	15:00	2:00	:	
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	:	:	:	:	
23日	木	13:00	15:00	2:00	:	
24日	金	:	:	:	:	
25日	土	13:00	15:00	2:00	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	9:00	11:00	2:00	:	
28日	火	8:00	11:00	3:00	:	
29日	水	:	:	:	:	
30日	木	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				26:00	:	
出勤日数						13日



出勤簿(令和 2年 5月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	14:00	17:00	3:00	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	16:00	17:00	1:00	:	
5日	火	15:00	17:00	2:00	:	
6日	水	13:00	15:00	2:00	:	
7日	木	:	:	:	:	
8日	金	10:00	12:00	2:00	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	10:00	12:00	2:00	:	
12日	火	12:00	13:00	1:00	:	
13日	水	:	:	:	:	
14日	木	9:00	11:00	2:00	:	
15日	金	9:00	10:00	1:00	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	:	:	:	:	
19日	火	9:00	10:00	1:00	:	
20日	水	:	:	:	:	
21日	木	:	:	:	:	
22日	金	7:30	9:30	2:00	:	
23日	土	7:30	10:00	2:30	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	:	:	:	:	
26日	火	:	:	:	:	
27日	水	:	:	:	:	
28日	木	:	:	:	:	
29日	金	:	:	:	:	
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				21:30	:	
出勤日数						12日



出勤簿(令和2年7月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水				:	
2日	木				:	
3日	金				:	
4日	土				:	
5日	日				:	
6日	月				:	
7日	火				:	
8日	水				:	
9日	木				:	
10日	金				:	
11日	土				:	
12日	日				:	
13日	月				:	
14日	火				:	
15日	水				:	
16日	木				:	
17日	金				:	
18日	土				:	
19日	日				:	
20日	月				:	
21日	火				:	
22日	水				:	
23日	木				:	
24日	金				:	
25日	土				:	
26日	日	7:30	8:30	1:00	:	
27日	月	7:00	8:00	1:00	:	
28日	火				:	
29日	水	7:00	8:00	1:00	:	
30日	木				:	
31日	金	7:00	9:00	2:00	:	
合計				5:00	:	
出勤日数					4日	



出勤簿(令和2年8月)

氏名: ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	土				:	
2日	日				:	
3日	月				:	
4日	火				:	
5日	水				:	
6日	木				:	
7日	金	5:30	7:30	2:00	:	
8日	土	5:30	7:30	2:00	:	
9日	日				:	
10日	月	5:30	7:30	2:00	:	
11日	火				:	
12日	水				:	
13日	木				:	
14日	金				:	
15日	土				:	
16日	日				:	
17日	月				:	
18日	火				:	
19日	水				:	
20日	木				:	
21日	金				:	
22日	土				:	
23日	日				:	
24日	月				:	
25日	火				:	
26日	水				:	
27日	木				:	
28日	金				:	
29日	土				:	
30日	日				:	
31日	月				:	
合計				6:00	:	
出勤日数					3日	



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 中野 浩二

フリガナ	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年6月1日 ~ 令和2年11月30日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	8 時間 / 週 (1日3~4時間 × 2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	80 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 係数期間を考慮 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) / 時間 (週勤務時間数) / 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	基本的に、政務活動以外の業務内容が他の活動が入るため(可能性は)按分は70%		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
現 住 所	大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和2年 6月 1日から 令和2年11月30日まで
就業場所	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁548-5
仕事内容	政務活動に関する事務及び調査研究の補助
就業時間 (休憩時間)	午前 9時00分から 午後 6時00分までの3~4時間程度 (0分)
休 日	週2日以上
給与(賃金)	時給1,000円
給与支払	月末締め月末払い
給与振込先	手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2年 6月 1日

雇用者 中野 貴文

被雇用者 [REDACTED]



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 **中野 貴文**

氏名	[Redacted]		
被雇用者の氏名	[Redacted]		
生年月日	[Redacted]		
住所	〒 [Redacted] 大阪府堺市 [Redacted]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年12月1日 ~ 令和3年12月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	6~8 時間 / 週 (1日 3~4時間 × 2 日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	80 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間 (週勤務時間数) 時間	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	基本的に政務活動以外の業務内容だが、他の活動が入る可能性があるため(別紙)		



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和2年12月1日から 令和3年12月31日まで	
就業場所	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁548-5	
仕事内容	政務活動に関する事務及び調査研究の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前 9時00分から 午後 6時00分までの3~4時間程度 (0分)	
休 日	週2日以上	
給与(賃金)	時給1,000円	
給与支払	月末締め月末払い	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和 2年 12月 / 日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 中野 貴文 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者 [REDACTED] </p>		

出勤簿(令和 2年 6月)

氏名: ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	:	:	:	:	
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	:	:	:	:	
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	:	:	:	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	:	:	:	:	
9日	火	:	:	:	:	
10日	水	:	:	:	:	
11日	木	:	:	:	:	
12日	金	:	:	:	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	:	:	:	:	
16日	火	:	:	:	:	
17日	水	:	:	:	:	
18日	木	:	:	:	:	
19日	金	:	:	:	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	11:30	16:00	4:30	:	
23日	火	:	:	:	:	
24日	水	:	:	:	:	
25日	木	:	:	:	:	
26日	金	11:10	13:10	2:00	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	:	:	:	:	
30日	火	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				6:30	:	
出勤日数						2日



出 勤 簿 (令和 2年 7月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	水				:	
2日	木				:	
3日	金	13:30	17:00	3:30	:	
4日	土				:	
5日	日				:	
6日	月				:	
7日	火	12:00	15:30	3:30	:	
8日	水				:	
9日	木				:	
10日	金				:	
11日	土				:	
12日	日				:	
13日	月				:	
14日	火	13:30	17:30	4:00	:	
15日	水				:	
16日	木				:	
17日	金	12:00	17:30	5:30	:	
18日	土				:	
19日	日				:	
20日	月	13:00	17:30	4:30	:	
21日	火				:	
22日	水				:	
23日	木				:	
24日	金	13:00	16:30	3:30	:	
25日	土				:	
26日	日	12:00	14:00	2:00	:	
27日	月	16:30	19:00	2:30	:	
28日	火				:	
29日	水				:	
30日	木				:	
31日	金				:	
合計				29:00	:	
出勤日数					8日	



出勤簿(令和 2年 8月)

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	土				:	
2日	日				:	
3日	月				:	
4日	火				:	
5日	水				:	
6日	木				:	
7日	金				:	
8日	土				:	
9日	日				:	
10日	月				:	
11日	火	16:00	17:00	1:00	:	
12日	水				:	
13日	木				:	
14日	金				:	
15日	土				:	
16日	日				:	
17日	月				:	
18日	火				:	
19日	水				:	
20日	木				:	
21日	金	15:00	17:00	2:00	:	
22日	土				:	
23日	日				:	
24日	月				:	
25日	火				:	
26日	水				:	
27日	木				:	
28日	金	14:30	16:00	1:30	:	
29日	土				:	
30日	日				:	
31日	月	14:00	17:00	3:00	:	
合計				7:30	:	
出勤日数						4日



出勤簿 (令和 2年 9月)

氏名: ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火				:	
2日	水				:	
3日	木				:	
4日	金	15:30	18:30	3:00	:	
5日	土				:	
6日	日				:	
7日	月				:	
8日	火				:	
9日	水				:	
10日	木				:	
11日	金	11:00	14:30	3:30	:	
12日	土				:	
13日	日				:	
14日	月				:	
15日	火				:	
16日	水				:	
17日	木				:	
18日	金	11:00	15:30	4:30	:	
19日	土				:	
20日	日				:	
21日	月				:	
22日	火				:	
23日	水				:	
24日	木				:	
25日	金				:	
26日	土				:	
27日	日				:	
28日	月				:	
29日	火	13:30	15:30	2:00	:	
30日	水	18:00	21:00	3:00	:	
日					:	
合計				16:00	:	
出勤日数					5日	



出勤簿(令和2年10月)

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	13:00	18:00	5:00	:	
2日	金	14:00	17:00	3:00	:	
3日	土				:	
4日	日				:	
5日	月				:	
6日	火	13:00	17:00	4:00	:	
7日	水				:	
8日	木				:	
9日	金				:	
10日	土				:	
11日	日				:	
12日	月				:	
13日	火	11:00	14:00	3:00	:	
14日	水				:	
15日	木				:	
16日	金				:	
17日	土				:	
18日	日	13:00	17:00	4:00	:	
19日	月				:	
20日	火				:	
21日	水				:	
22日	木				:	
23日	金				:	
24日	土				:	
25日	日				:	
26日	月	13:00	16:00	3:00	:	
27日	火	11:00	15:00	4:00	:	
28日	水				:	
29日	木				:	
30日	金	13:00	17:00	4:00	:	
31日	土				:	
合計				30:00	:	
出勤日数						8日



出勤簿(令和 2年 12月)

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火				:	
2日	水				:	
3日	木				:	
4日	金				:	
5日	土				:	
6日	日				:	
7日	月				:	
8日	火				:	
9日	水				:	
10日	木				:	
11日	金	11:00	14:30	3:30	:	
12日	土				:	
13日	日				:	
14日	月				:	
15日	火				:	
16日	水	12:00	15:00	3:00	:	
17日	木				:	
18日	金	15:00	19:30	4:30	:	
19日	土				:	
20日	日				:	
21日	月	9:00	14:00	5:00	:	
22日	火				:	
23日	水				:	
24日	木				:	
25日	金				:	
26日	土				:	
27日	日				:	
28日	月				:	
29日	火				:	
30日	水				:	
31日	木				:	
合計				16:00	:	
出勤日数					4日	



出勤簿(令和3年3月)

氏名: ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月				:	
2日	火				:	
3日	水				:	
4日	木				:	
5日	金	10:00	15:00	5:00	:	
6日	土				:	
7日	日	11:00	15:00	4:00	:	
8日	月				:	
9日	火				:	
10日	水				:	
11日	木	12:00	15:00	3:00	:	
12日	金	15:00	18:00	3:00	:	
13日	土				:	
14日	日	10:00	14:00	4:00	:	
15日	月				:	
16日	火				:	
17日	水				:	
18日	木	12:00	15:00	3:00	:	
19日	金				:	
20日	土				:	
21日	日				:	
22日	月				:	
23日	火				:	
24日	水				:	
25日	木				:	
26日	金				:	
27日	土	15:00	18:00	3:00	:	
28日	日	12:00	17:00	5:00	:	
29日	月				:	
30日	火				:	
31日	水				:	
合計				30:00	:	
出勤日数						8日



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会 中野貴文

管理責任者（議員名）	中野貴文		
事務所名	中野たかふみ 市政事務所		
所在地	〒 591-8025 大阪府堺市北区長曾根町3032-1 1階 TEL ()		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所（賃貸借契約先 株式会社ラインエステート）		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等（関係団体）	
延べ面積	16.2㎡	賃借料	月額 75,000円（本道代金） （政務活動費充当額 60,000円）
政務活動事務所として使用する割合	80%	（次のいずれかの説明方法を選択） <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 13.2㎡ / 延べ面積（㎡） <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input type="checkbox"/> 水道代・・・% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・80% <input type="checkbox"/> 固定電話代・・・% <input type="checkbox"/> その他（ ）・・・%	
	駐車場賃借料	80%	月額 13,230円 （政務活動費充当額 10,584円） 【所在地】 大阪市堺市北区長曾根町3043番地20
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 **中野 貴文**

管理責任者 (議員名)	中野 貴文		
事務所名	中野 たけふみ 事務所		
所在地	〒591-8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁目458-5 TEL ()		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 栄栄株式会社)
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	28.44 m ²	賃借料	月額 30,000 円 (水道代含む) (政務活動費充当額 24,000 円)
政務活動事務所として使用する割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 22.75 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代...80 % <input type="checkbox"/> 水道代... % <input type="checkbox"/> ガス代... % <input type="checkbox"/> 固定電話代... % <input type="checkbox"/> その他 ()... %	
	駐車場 賃借料	80 %	月額 15,000 円 (政務活動費充当額 12,000 円) 【所在地】大阪府堺市北区百舌鳥梅地町5丁目427-7
所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	事務所所有区分は、第三者 駐車場所有区分は、生計を一にしない親族		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と賃借人 中野 貴文 (以下「乙」という) の間において、事務所に関する賃貸借契約を下記の通り締結する。

第1条 (賃貸借物件の表示)

甲は乙に対し、下記表示の事務所 (以下「貸室」という) を以下に定める乙に賃貸し、乙はこれを承諾の上、善良なる管理者の注意をもって賃借する

【事務所所在地】 堺市北区長曾根町3032-9 (住居表示)

【建物名称等】 長曾根事務所

【登記簿の表示】

所 在	堺市北区長曾根町3032-9	
家屋番号	堺市北区長曾根町3032番9	
種 類	事務所	
構 造	鉄骨造	3階建
床 面 積	1階	28:84平方メートル
	2階	43:03平方メートル
	3階	43:03平方メートル

貸室は、上記建物の1階1F号室部分で、契約面積は16.2平方メートル、
契約面積は専用部分のみとし、共用部分は含まない。
なお、契約面積が実測面積と相違することがある場合も同様とする。

第2条 (使用目的) 事務所

乙は、貸室を訪問介護業として使用する目的をもって賃借するものとし、これ以外の用途に使用しないものとする。

5字削除
3字追加

第3条 (賃貸借期間)

賃貸借期間は、2019年7月1日から2021年6月30日までの2年間とする。

第4条 (賃料等)

賃料は月額金72,000円(税込)、
水道代を月額金3,000円(税込)と定め、
第5条に定める方法にて乙は甲に対して支払う。1ヶ月未満の賃料はその月の日数により日割計算とする。

第5条 (賃料等の支払方法)

乙は、賃料・管理費を毎月末日までに翌月分を甲の指定する下記金融機関口座に振込支払うものとし、その振込手数料は乙の負担とする。

三菱UFJ 銀行 中もず 支店
普通口座 [REDACTED] 口座名義 [REDACTED]

第6条 (乙の負担すべき諸費用)

貸室に関連して発生する電気、ガス、水道、清掃、衛生、特別警備等の諸費用及び管球等の消耗品の取替え費用、消火器の点検・詰替費用は全て乙の負担とする。ただし、特約に別の規定が有る事項についてはこの限りではない。

第7条 (債務延滞損害金)

乙は、賃料等の支払いを遅延した場合は、遅延した賃料等の金額に対して、金100円につき日歩4銭の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第8条 (賃料及び管理費の改定)

甲は本契約期間中であっても、物価の高騰又は土地建物に対する公租公課の増加、又は近隣土地建物質料の高騰もしくは土地建物管理費の増加、その他経済情勢の変動にもとづく諸事情等により、当該賃料が不相当となったとき、又は建物もしくは貸室の改造、改修等があった場合には賃料を改定することができる。

第9条 (保証金・礼金)

- (1) 本契約の保証金は金●●円とする。
- (2) 保証金は原則として前項の額を定額とする。
- (3) 保証金には利息を付さない。
- (4) 乙は、保証金に関する権利を第三者に譲渡し又は担保に供することはできない。かつ、賃料その他甲に対する債務との相殺を主張することはできない。
- (5) 甲は、原因の如何を問わず本契約が終了したときは、保証金より償却費として金●●円 (内消費税金●●円) を控除し、且つ、乙の本契約に基づく甲に対する一切の債務を保証金から控除したうえ、その残額を乙が貸室を明渡してから1ヶ月を経過したとき乙に返還するものとする。
- (6) 保証金の額が賃料等に比べて不相当となったとき、又は建物もしくは貸室の改造、改修等があった場合は、甲は乙に対して保証金の増額を請求することができる。
- (7) 本物件の礼金は1.0万円とする。
- (8) 礼金は本物件締結に際し貸主に対し支払われるもので、本物件を借り受ける権利の対価と解される金銭で、いかなる場合でも借主に返還されるものではありません。

第10条 (契約の更新)

- (1) 賃貸借契約期間満了の6ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して契約更新拒絶の通知をしないときは、更に2年間契約継続できるものとし、以後も同様とする。
- (2) 更新後の賃料は、双方協議の上決定するものとする。

第11条 (期間内解約)

乙が賃貸借契約期間内に本契約を解約しようとするときは、甲に対して1ヶ月前までに書面をもって解約の予告をしなければならない。但し乙は予告にかえて1ヶ月分の賃料相当額を支払うことにより即時に本契約を解約することができる。

第12条 (禁止事項)

乙は、甲の文書による承諾なくして次の行為をしてはならない。

- (1) 貸室の用途変更
- (2) 営業形態を法人から個人に変更すること。
- (3) 貸室の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸、もしくは使用貸借その他名目のいかんを問わず第三者に使用（共同使用を含む）させ、又は管理させること。
- (4) 本契約にもとづく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
- (5) 貸室内を宿泊に使用すること。
- (6) 貸室に造作加工を施すこと。
- (7) 乙以外の在室名義を表示すること。
- (8) 甲乙協議のうえ決定した場所以外に看板、広告、その他の表示をすること。
- (9) 貸室内にて鳥獣類の飼育をすること。

第13条（原状の変更）

- (1) 乙が貸室内の内装の改造、その他造作設備の新設、付加又は変更、除去等を行うときは、乙は予めその内容を書面（設計図等を添付）で甲に通知し、かつ甲の書面による承諾を得るものとし、その内装等の工事は原則として甲の指定する者が行い、その費用は乙の負担とする。
- (2) 前項の工事は、全て貸室の引渡後に行うものとする。
- (3) 乙の造作、設備に課せられる公租公課は乙の負担とする。

第14条（修繕・改造等）

- (1) 貸室又は造作、設備の維持保全に必要な修繕箇所が生じたときは、乙は速やかに甲に通知しなければならない。
- (2) 前項の修繕は、原則として甲の指定する者が行い、甲がその費用を負担するものとする。但し、乙の故意又は過失にもとづく事由による修繕、もしくは乙所有の造作、設備に対する修繕の必要が生じたときは、速やかに甲に通知し、その修繕方法等については、予め甲の書面による承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。
- (3) 小修理又は消耗品等の交換費用は乙の負担とする。

第15条（貸室の明渡しと原状回復）

- (1) 乙は、本契約終了と同時に貸室内の物品等一切を搬出し、乙の設置した内装造作諸設備を収去し、貸室を原状に回復して甲に明渡すものとし、その工事に要する費用は乙の負担とする。
- (2) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了に至るまで、賃料相当額の倍額の損害金を甲に支払い、かつ明渡し遅延により甲が被った損害を賠償しなければならない。
- (3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、甲は、乙の負担において貸室を原状に回復し、乙が残置した物品、電話等があるときは、甲は乙がその所有権を放棄したものとみなし、乙の費用にて任意にこれを処分することができる。
- (4) 乙は明渡しに際して、その理由、名目のいかに拘わらず、乙の支出した必要費、有益費の償還、内装造作設備等の買取、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

第16条 (貸室内への立入)

甲又は甲の指定した者は、建物の管理上必要のあるときは、予め乙に通知した上で貸室に立入り、これを点検し適宜の措置を講ずることができる。但し、非常の場合には、事前の通知なしに立入ることができるものとし、事後速やかに乙に報告するものとする。

第17条 (損害賠償)

乙又はその代理人、使用人、請負人、乙の顧客等の故意又は過失により、貸室、共用部分、甲の造作諸設備又は他の賃借人や第三者等に損害を与えた場合、乙は直ちに甲に連絡しその損害を賠償しなければならない。

第18条 (免責)

- (1) 天災、地変、盗難、その他甲の責めに帰すことのできない事由によって乙が被った損害については、甲はその責任を負わない。
- (2) 本建物の甲の諸施設等の機能が事故により一時停止した場合、甲は直ちに

これらの修繕、修復を行うものとし、乙はその工事に対して協力するものとする。ただし、乙は甲に対し、これがゆえの休業補償等の請求を一切行わないものとする。

第19条（契約の消滅）

天災地変、火災等により本建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の
が不可能となった場合には、本契約は当然に消滅するものとする。

第20条（契約の解除）

乙が次の各号の一つにでも該当すべき事実があったときは、甲は何らの催告を
要せずして直ちに本契約を解除することができ、乙は何ら異議なく貸室を返還し
なければならない。この場合、乙が貸室を返還しないときは、甲において直ちに
貸室内の乙の所有に帰属するすべての物品等を貸室外に搬出、処分し、なおかつ
施設設備の変更をなし甲の管理下におかれても、乙は何ら異議申し立て等をする
ことができない。

- (1) 自己振出の手形又は小切手を不渡りとしたとき。
- (2) 賃料その他の債務の支払を2ヶ月分以上怠ったとき。
- (3) 第12条の禁止事項の一つにでも該当する行為をしたとき。
- (4) 本契約又はこれに付随して締結した契約等の各条項の一つにでも違反した
とき。
- (5) 解散、破産、民事再生、会社整理、会社更正等の申立を受け又は申立てた
とき。
- (6) 強制執行、競売の申立、保全処分、滞納処分等を受けたとき。
- (7) 甲の事前承諾なく継続して1ヶ月以上休業したとき。
- (8) 関係官公庁からその営業につき、取り消し又は停止の処分を受けたとき。
- (9) 第9条第6項にもとづく保証金の補充をしないとき。
- (10) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたくなったとき。
- (11) 暴力団（もしくは暴力的不法行為を行う虞のある団体）または政治結社等の
店舗及び事務所として使用し、又は貸室内および周辺にて一見して暴力団関
係者と認められる服装、態度で徘徊したり他の居住者・近隣住人等に不安を
抱かせるような行為をしたとき。
- (12) 賭博、開帳、ノミ行為、売春、麻薬の密売等、法令に触れる行為をしたとき。

第21条（通知義務）

乙又は乙の連帯保証人について、その本店所在地、住所、氏名、商号、目的、代表者、代表印等の変更があるときは、乙は事前にその旨を書面により甲に届け出て、かつ甲の書面による承諾を得るものとする。

第 22 条 (連帯保証人)

乙は、甲の認める連帯保証人を定め、同連帯保証人は乙と連帯して本契約にもとづく乙の債務履行に任ずる。同連帯保証人が保証能力を失ったと甲が認めるときは、乙は直ちに甲の認める連帯保証人に変更するものとする。

第 23 条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟は、日本国法を適用するものとし、甲の住所地を管轄する裁判所で行うものとする。

第 24 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項は、その都度甲乙協議の上円満に解決するものとする。

特約条項

1. 契約中は火災保険・保証会社に継続加入するものとする。
2. 契約は現状引き渡しとする。解約時は、故意・過失により破損・損傷した個所は現状回復をし貸主に明け渡しするものとする。
3. 本契約は契約者・入居者一代限りとする。
4. 半年以内の解約は 2 ヶ月分の賃料を、1 年以内の解約は 1 ヶ月分の賃料を借主は貸主に支払うものとする。
5. 看板設置の場合は貸主に承諾後、自己責任のもとに保険に加入し継続するものとする。

以上本契約成立を証するため、本契約書 2 通を作成し甲乙及び連帯保証人各自署名押印のうえ、甲乙各自 1 通を保有する。

2019年6月30日

貸 貸 人 (甲)

大阪府堺市

賃 借 人 (乙)

中野 貴文

大阪府堺市

090-8930-1818

連帯保証人 (丙)

大阪府富田林市

連帯保証人② (丙)

仲介業者

免許番号 大阪府知事免許 (2) 第 56702 号

社 名 株式会社ラインエステート

代 表 者 大林 謙一

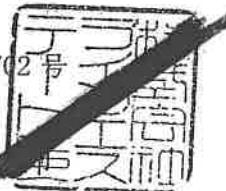
住 所 大阪府堺市北区中百舌鳥町 2 丁 69 番地

宅地建物取引主任者

登録番号

氏 名

大阪府 第



LIXIL P718QHL 3本

重要事項説明書

中野 貴文 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条に基づき、次の通り説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

1. 供託所等に関する事項

取引履歴	媒介	宅地建物取引業保証協会
大阪府知事免許(2)第5670号	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-15	公益社団法人不動産保証協会
大阪府堺市北区中百舌鳥7丁目1-6	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-15	東京府会
株式会社ライオンエステート	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-15	公益社団法人不動産保証協会大阪府本部
代表取締役 大林 謙	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-15	
免許年月日	平成29年 10月 4日	非営業保証証金を供託した供託所及びその所在地
大阪府堺市北区中百舌鳥町2丁目9番地	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-15	東京法務局
株式会社 ラインエスター・システム・FCカネサ	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-15	
TEL072-256-7232/FA072-256-7732		

宅地建物取引士
大阪府堺市 長谷川 貴文

取引履歴
<媒介業者>

物件名称	長谷川事務所	部屋番号	1F 号室
所在地	堺市北区長谷川町3032-9		
床面積	約16.2㎡	間取り	IR
種類	事務所	新築年月	平成9年7月
構造	鉄骨造		
住所	大阪府堺市		
氏名	長谷川 貴文		

貸主と下記所有者が異なる事由

3. 登記簿に記載された事項

登記簿上の所有者	大阪府堺市
住所	大阪府堺市
氏名又は名称	
所有権にかかる権利(甲区欄)の有無	無
所有権以外の権利(乙区欄)の有無	抵当権設定有

4. 管理の委託先

管理業者登録番号	無
名称又は名称	
主たる事務所の所在地	
電話番号	

5. 飲用水・電気・ガス等の供給施設の整備状況

利用可能な設備	公営水道・公共下水
飲用水・排水	関西電力
電気	無
ガス	無

6. 建物の設備の整備状況

項目	有/無	項目	有/無
台所	有	エアコン	無
トイレ	有		
浴室	無		
給湯	無		
オートロック	無		
エレベーター	無		
宅配ボックス	無		
独立洗面台	無	備考	
洗濯機置場	無		

7. 貸料その他の授受される金額

授受の目的	金額(円)	授受の目的	金額(円)
賃料	72,000	円	
水道代	3,000	円	
敷金		円	
礼金	100,000	円	43,200
家財保険料	1年毎	円	
仲介手数料	1.08ヶ月	円	75,000
口立寄手手数料		円	10,000
備考		円	

8. 契約期間及び更新・解約に関する事項

契約期間	2019年 7月 1日より	2021年 6月 30日迄
更新に関する事項について	自動更新(更新料・更新事務手数料無しです。)	

9. 契約の解除に関する事項

契約の解除に関する事項について、別添賃借契約書の条文より詳細を説明致します。

10. 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

損害賠償額の予定又は違約金に関する事項について、別添賃借契約書の条文より詳細を説明致します。

11. 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所
乗務員室	不可
ビア/重量物の持込設置	不可
建物内でのペット飼育	不可
ベント飼育時の制限の内容	
その他	

12. 敷金の精算に関する事項

敷金・保証金等の精算に関する事項	非該当
------------------	-----

13. 建物状況調査の実施

建物状況調査の実施の有無	無
--------------	---

14. 法令に基づく制限の概要

制限の概要	なし
-------	----

15. 支払金または預り金の保全措置概要

保全措置	なし
------	----

16. 金銭貸借の斡旋

金銭貸借の斡旋の有無	無
------------	---

17. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域外
-------------	-----------

18. 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

宅造成算規則法	造成宅地防災区域外
---------	-----------

19. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	未指定
-----------------	-----

20. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査記録の有無	無
-------------	---

21. 耐震診断の内容

耐震診断の有無	無
---------	---

22. 建物建築の工事完了時における形状・構造等

非該当	
-----	--

23. 区分所有建物の場合における専有部分の制限に関する規約等

利用制限	住居専用
------	------

24. 区分所有建物の場合における共用部分の管理が委託されている場合の管理委託先

名称	
住所	
電話番号	

25. 特約

別添契約書参照。
以下余白。

26. 添付資料

賃借契約書	
金銭貸借証明書	

※1印は別添契約書添付ください。

以上の重要事項について説明を受け、重要事項の説明書を受領しました。尚、上記に記載されている仲介手数料を支払うことを承諾いたします。

平成 元 年 月 日

No. 3923

確認

担当

住所

建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	赤畑事務所
所在地 (住居表示)	堺市北区百舌鳥赤畑町5-458-5
構造・規模	木造瓦葺2階建
用途	事務所
契約面積	1階部分 28.44㎡
以下余白	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間

始期	令和2年6月1日 から	2 年 月 間	?
終期	令和4年5月31日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して1ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 30,000円	(内消費税等 円・税率 %)
共益費 (管理費)	月額 円	(内消費税等 円・税率 %)
保証金 (敷金)	円	賃料の、ヶ月相当分
保証金 (敷金) の償却・敷引	円	円
礼金	円	0円
支払時期	翌月分を 毎月末日までに支払う	
振込 <input type="checkbox"/>		
賃料等の支払方法	振込先金融機関名・支店名	三井UFJ銀行 堺支店
	口座番号	口座種別 普通
	振込手数料負担者	借主
		持参先

(5) 貸主

貸主 氏名		電話
住所	堺市	
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること		
建物の所有者 住所		
氏名		

不動産賃貸契約条項

(6) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	電話
	所在地	
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額 新賃料の 月分 ・ 円

特約条項

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主(記)名押印の上、各自その通を保有します。

令和 2 年 5 月 31 日

貸主	住所	大阪府堺市	電話番号	
	氏名		電話番号	
借主	住所	大阪府堺市	電話番号	
	氏名	中野 貴文	電話番号	

(この契約書は宅地建物取引業法第35条に定められている書面を兼ねています)

宅地建物取引業者・宅地建物取引士
 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 号
 事務所所在地 第 号
 商号 第 号
 登録番号 第 号
 宅地建物取引士

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければならないではありません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料と比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければならない。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることができることを請求することができる。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を過滞なく貸主に預託するものとする。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金債権または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、過滞なく返還するものとする。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができる。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に對し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとする。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費

二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・備・機器等の維持費・管理費
三 本物件（借主の諸造作・設備・機器等を含みます。）の清掃、手入れの費用
四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税率)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの（以下「賃料等」といいます。）で、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税率を加算して支払うものとし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとし、また、

(債務延滞損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主および借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
一 自ら、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ないしはこれらに準ずる者である者ではないこと
二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
三 反社会的勢力ないしはこれらに準ずる者に自己の名称を利用させ、この契約を締結するものではないこと
四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。
2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為により）する、賃借権の変更（譲渡、共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。）してはなりません。
3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらに準ずる者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
六 衛生上有害となる行為を行うこと
七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
九 本物件内に危険物を持ち込むこと
十 本物件内で動物を飼育（一時預かりも含みます。）すること
十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとし、また、
一 本物件内の間仕切り・壁・天井および造作の新設または変更
二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
三 金庫その他貴重物の搬入源

四 看板および設備の設置

五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとし、また、
4 借主の費用により新設、付加した諸造作・設備等に隠蔽される公租公課は、宛名・名称の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の陪席者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとし、また、借主は、前項の修繕等に対して、当該修繕等の工事の実施によって生ずる損害の賠償を請求することはできないものとし、また、
3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。
4 借主の故意または過失による事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとし、また、なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとし、また、
5 前項の定めと同様とします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとし、また、
2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名譽・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(管理注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、また、

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理に必要事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑にならないものとし、また、
2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保証を必ず更新しなければならぬものとし、更新後遅滞なく保証書の写しを貸主に提出するものとし、また、

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとし、また、
2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保証を必ず更新しなければならぬものとし、更新後遅滞なく保証書の写しを貸主に提出するものとし、また、

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。
一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
四 借主が本物件を長期（1ヶ月以上）不在にする場合の先行・期間・緊急連絡先
五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃借人として建物維持管理上通常行うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。
一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
二 第5条第1項に規定する共益費支払義務

- 2 借主は、前項の返しをせずるときは、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡しを完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

- 第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を撤去し、借主の設置した内装造作精緻設備等を除去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)
- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施行するものとします。
- 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
- 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償却、内装・造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主にに対して一切の請求はできません。

(立入り)

- 第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができず。
- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立ち入りを拒否することはできません。
- 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができず。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(家賃債務保証業者の提供する保証)

- 第30条 頭書(6)に記載する家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければなりません。

(協議)

- 第31条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈については疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第32条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

- 第33条 第32条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記するとおりとします。

以上

- 三 第9条に規定する借主の更新料支払義務
- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されず、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の借入を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に對して破産・民事再生・会社更生・清算手続等申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

- 3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

- 第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰ることができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

- 第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、1ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から1ヶ月分の賃料および共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。
- 4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

- 第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に對し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の1ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

- 第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

- 2 本契約は、以下の事象が生じたときに終了します。
 - 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
 - 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

- 第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづく本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

駐車場賃貸借契約書

事故・迷惑駐車等の被害について
本駐車場内での盗難・事故・イタズラ・迷惑駐車等による賃借人による賃借人又は賃借人代理人は一切の責任を負いませんので、予めご了承の程、宜しく御願ひ致します。

物件名称	ソルシエール		区画No.	0002
物件所在地	大阪府堺市北区長曾根町3043番地20			
登録自動車	車種名	ルミー	登録番号(ナンバープレート)	[REDACTED]
契約期間	2019年 8月 8日 ~	2020年 8月 7日 (1年間)		
敷金	円	[REDACTED]	礼金	円(税込)※ 12,960
駐車場使用料	12,960 円(税込)※	更新事務手数料	1,620 円(税込)※	
自動車保管場所使用承諾証明書発行手数料	10,800 円(税込)※			

※税込金額については契約時の消費税率(8%)で算出しております。

貸与人 (甲)	〒596-8588 岸和田市土生町1丁目4番23号 フジ・アムニティサービズ株式会社 代表取締役 宮脇宣綱	年 月 日
賃借人 (乙)	〒 [REDACTED] 大阪府 [REDACTED] 市 [REDACTED] 区 [REDACTED] 丁目 [REDACTED] 番 [REDACTED] 号 [REDACTED] 氏名 中野 嘉文 生年月日 (西暦) 1986 年 / 月 30 日 () 勤務先 株式会社 [REDACTED] TEL 073-233-1101	
緊急連絡先	氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED] 自宅TEL [REDACTED]	
仲介業者	宅地建物取引士 担当 [REDACTED] 印 [REDACTED]	

賃借人(甲)と賃借人(乙)との間において、標記記載物件(以下「本駐車場」)について、以下のとおり各事項を承諾の上、駐車場賃貸借契約(以下「本契約」)を締結する。

2018年7月改訂

(特約事項)

5 9 6 - 8 5 8 8

82円切手
をお貼り
ください。

大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号

フジ・アムニティサービズ株式会社

賃貸マンション課 行き

住所
氏名

駐車場賃貸借契約書

印
野

借主 中野 貴文 様

貸主 [Redacted] 様

宅地建物取引業者 光荣 (株)

駐車場賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX と、
借主中野 貴文とは、
頭書に表示する不動産に関し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結しました。

頭書

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	大阪府堺市北区百舌鳥梅北町5丁427-7		
	名称	梅北駐車場	指定場所	XXXXXXXXXX

(2) 契約車両 (車種・車名・形式、登録番号等)

車種・車名・形式		車体色	
登録番号		名義人	
名義人と契約者が異なる場合、その関係			

(3) 契約期間

始期	令和2年6月1日 から	2 年 月間	
終期	令和4年5月31日 まで		

(4) 賃料等

授受の目的	金額	備考	
賃料	月額15,000円		
敷金 (保証金)	円		
礼金	0円		
	※礼金は賃貸借契約満了時に返還されません		
支払期限	翌月分を毎月末日までに支払う		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名	三井住友銀行 天王寺駅前支店	口座種別 普通
	口座番号	XXXXXXXXXX	口座名義人・フリガナ XXXXXXXXXX
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主および管理業者

貸主	氏名	XXXXXXXXXX	電話	XXXXXXXXXX
	住所	大阪府富田林市 XXXXXXXXXX		
管理業者	商号または名称		電話	
	所在地			
管理担当者				

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

土地の所有者	氏名			
	住所			

(6) 連帯保証の極度額

極度額	円	
-----	---	--

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 · 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 円 · <input type="checkbox"/>
--------	---

特約条項

--

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署 (記) 名押印の上、各自その1通を保持します。

令和2年5月31

貸主

住所 富田林市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主

住所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏名 中野 貴文 電話番号 [REDACTED]

連帯保証人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 ()

極度額 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 媒介 · 代理

免許証番号 大阪府知事 (1) 第 58763 号

事務所所在地 大阪府堺市北区中百舌鳥町6丁996
-1丸富ビル1F

商号 光荣 (株)

代表者 徳山 光

登録番号 第 号

宅地建物取引士

取引態様 媒介 · 代理

免許証番号 第 号

事務所所在地

商号

代表者

登録番号 第 号

宅地建物取引士

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する目的物である土地(以下「本物件」といいます。)について、頭書(2)の車両(以下「本件車両」といいます。)の駐車場として使用することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(契約期間および更新)

第2条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

2 貸主ないし借主が、本契約期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し本契約を終了させる旨の書面による意思表示をしない場合には、本契約は当該期間の満了の日の翌日から同一の期間、同一の賃料条件にて合意更新されたものとみなし、以後の更新についても同様とします。

3 本契約が更新される場合における更新料の支払の有無については、頭書(7)に記載するとおりとします。

(賃料)

第3条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 本物件に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 本物件の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(敷金または保証金)

第4条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金または保証金(以下「敷金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

3 借主は、敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

4 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金等の全額を無利息にて借主に返還しなければなりません。ただし、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、第13条第2項に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を敷金等から差し引いた額を返還するものとします。この場合には、貸主は、敷金等から差し引く債務の額の内訳を借主に明示しなければなりません。

(反社会的勢力の排除)

第5条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2 借主は、貸主への承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第6条 借主は、本物件上に本件車両以外の車ないしは物品を置いたり、いかなる構造物も設置してはなりません。

2 借主は、貸主への書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含みます)し、また

は転貸（共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます）してはなりません。

(駐車場の適正な使用)

第7条 借主は、本契約および社会通念に照らして善良な管理者の注意をもって本物件を使用し、駐車場への出入りおよび駐車場内の走行については十分注意を払い事故防止に努めなければなりません。

(契約の解除)

第8条 貸主は、借主について、本契約に反する次のいずれかの事由が生じた場合において、貸主が相当の期間を定めて当該契約違反に対する義務履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

一 第3条第1項に規定する賃料の支払を怠った場合

二 第4条第3項に規定する敷金等の返還請求権について、これを第三者に譲渡し、または担保の目的に供した場合

三 第6条第2項に規定する、貸主の書面による承諾を得ないで、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸した場合

四 その他借主が本契約に違反した場合

2 貸主または借主の一方について、第5条第1項各号の確約に反する事実が判明した場合ないしは本契約締結後に第5条第1項各号の確約に反する事由が生じた場合、または契約締結後に自らまたはその役員が反社会的勢力に該当した場合、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、契約を解除された側は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

3 貸主は、借主が第5条第2項の規定に違反した場合、何らの催告も要せずして、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

(通知義務)

第9条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合、すみやかに貸主に通知しなければなりません。

一 借主の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合

二 借主が法人の場合、登記記載事項に変更がある場合

三 本件車両（頭書（2）記載の事項）に変更がある場合

(契約の終了)

第10条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

(損害賠償)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。

2 借主は、本人および本人の関係者、使用者等の故意または過失により、本物件に損害を与えたときは、直ちにその損害を貸主に賠償するとともに、近隣その他第三者に損害を与えたときは、自らの責任と負担においてその一切を賠償しなければなりません。

(明渡し)

第12条 借主は、本契約が終了する日までに（第8条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに）、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、月額賃料の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

(明渡し時の原状回復)

第13条 本物件の明渡しに際し、借主は、自己の責任と負担において本物件を原状に復した上で明け渡さなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、本物件の明渡し時において、借主が本物件を原状に復しない場合、あるいは借主が本物件内に残置した物品等がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主は、本物件の原状回復および物品等の撤去等を行うことができるものとし、その原状回復および撤去等に要する費用については借主の負担とします。

(連帯保証人)

第14条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された

場合も同様とします。

- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書（発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。）を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書（6）および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
 - 一 賃料および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 借主は、連帯保証人が欠けたとき、または、連帯保証人が判断能力の欠如・資力の喪失等により連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

（財務状況等の説明）

- 第15条 本契約が借主にとって事業のためにするものであり、かつ連帯保証人が個人である場合、借主は、連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

（協議）

- 第16条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

（管轄裁判所）

- 第17条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

（特約条項）

- 第18条 第17条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記するとおりとします。

以上

お支払金一覧表

(ページ 1 / 1)

No.	お支払年月日		お支払金額(円)	お支払後残高(円)
	年	月日		
1	2019	09 02	42,000	2,009,010
2	2019	09 02	42,000	1,967,010
3	2019	10 02	42,000	1,925,010
4	2019	11 02	42,778	1,882,232
5	2019	12 02	42,778	1,839,454
6	2020	01 02	42,778	1,796,676
7	2020	02 02	42,778	1,753,898
8	2020	03 02	42,778	1,711,120
9	2020	04 02	42,778	1,668,342
10	2020	05 02	42,778	1,625,564
11	2020	06 02	42,778	1,582,786
12	2020	07 02	42,778	1,540,008
13	2020	08 02	42,778	1,497,230
14	2020	09 02	42,778	1,454,452
15	2020	10 02	42,778	1,411,674
16	2020	11 02	42,778	1,368,896
17	2020	12 02	42,778	1,326,118
18	2021	01 02	42,778	1,283,340
19	2021	02 02	42,778	1,240,562
20	2021	03 02	42,778	1,197,784
21	2021	04 02	42,778	1,155,006
22	2021	05 02	42,778	1,112,228
23	2021	06 02	42,778	1,069,450
24	2021	07 02	42,778	1,026,672
25	2021	08 02	42,778	983,894
26	2021	09 02	42,778	941,116
27	2021	10 02	42,778	898,338
28	2021	11 02	42,778	855,560
29	2021	12 02	42,778	812,782
30	2022	01 02	42,778	770,004

*金融機関が休業日の場合は、翌営業日にご指定口座よりお引落いたします。

発行日 20年03月04日
案件番号 27016479-01

お支払総額		2,051,010 円		
お支払期間		2019年09月02日 ~ 2023年07月02日		
ご指定金融機関		三菱UFJ銀行		
支店名		富田林支店		
口座種別		普通預金		
		預金口座番号		
No.	お支払年月日		お支払金額(円)	お支払後残高(円)
	年	月日		
31	2022	02 02	42,778	727,226
32	2022	03 02	42,778	684,448
33	2022	04 02	42,778	641,670
34	2022	05 02	42,778	598,892
35	2022	06 02	42,778	556,114
36	2022	07 02	42,778	513,336
37	2022	08 02	42,778	470,558
38	2022	09 02	42,778	427,780
39	2022	10 02	42,778	385,002
40	2022	11 02	42,778	342,224
41	2022	12 02	42,778	299,446
42	2023	01 02	42,778	256,668
43	2023	02 02	42,778	213,890
44	2023	03 02	42,778	171,112
45	2023	04 02	42,778	128,334
46	2023	05 02	42,778	85,556
47	2023	06 02	42,778	42,778
48	2023	07 02	42,778	0

トヨタファイナンス インフオメーションデスク

東京 03-56617-2511
名古屋 052-239-2511
受付時間 9:00~17:30 年中無休(年末年始除く)

お問い合わせ先

保険契約者

中野 貴文 様

当社は、この保険証券に表示された保険の普通保険約款および特約、その他の記載事項に従い、保険契約者とこの保険契約を締結し、その証として保険証券を発行します。

東京証券取引所第1丁目28番1号

損保ジャパン日本興亜株式会社



西澤 敬



印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

証券作成地: 東京都

証券作成日: 令和 1年 8月 16日

ご契約の内容
 ・保険期間 令和 1年 8月 8日 午後 4時から
 令和 2年 8月 8日 午後 4時まで 1年間
 ・契約者区分 ノンフリート
 ・保険種類 一般自動車保険 SGP
 ・契約日 令和 1年 8月 8日

ご契約の自動車
 ・車名・仕様 ルーミー
 ・登録番号 (車両番号) [REDACTED]
 ・車台番号 [REDACTED]
 ・型 式 M900A
 ・初度登録 令和 1年 7月 車検満了日 令和 4年 7月 23日
 ・用途車種 自家用小型乗用車
 ・使用目的 業務使用
 料率クラス *車両 4 *対人 4 *対物 3 *傷害 4
*料率クラス欄に記載がある自動車は、「型式別料率クラス制度」の対象です。この場合、同一型式の自動車ごとの事故実績が、型式ごとに毎年決定される上記料率クラスとして、それぞれの保険料に反映されます。

記名被保険者
 氏名 保険契約者と同一です
 住所 [REDACTED]
 生年月日 昭和 61年 1月 30日 (保険始期時年齢 33歳)
 免許証の色 ゴールド 区分 個人 *車両種類別の被保険者は、車両所有権となります。

車両
 氏名 保険契約者と同一です
*所有権留保・リースカーの場合は買主・借主をいいます。

お支払内容
 ・総額保険料 127,800円
 ・各回払込保険料 10,650円
 ・払込方法/払込期日 保険料分割払特約・口座振替月払
 令和 1年 9月以降 所定の振替日
 ・振替日は原則26日となります。ただし、一部の金融機関では27日となる場合があります。

運転者の条件
 ・限定運転者 限定されていません
 ・運転者年齢条件 26歳以上補償
① 満26歳以上の方が運転中の事故のみ補償されます。ただし、ご本人、その配偶者またはこれらの方と同居のご家族以外の方が運転中の事故は年齢にかかわらず補償の対象となります。(ご本人、その配偶者またはこれらの方と同居のご家族の業務に従事中の使用人の方は年齢条件を適用します。)

ご契約の等級
 ・等級 [REDACTED]
 ・適用料率 新車割引 ASV割引 (割増引)

ご住所の欄には上記の住所を記載してください。

代理店
 立人
 池田総合保険事務所
 ☎ 072-233-0268

損保ジャパン日本興亜
 連絡先

事故時
 事故サポートセンター
 0120-256-110 (24時間365日受付)

事故時以外
 カスタマーセンター 0120-888-089
 (平日9-20時・土日祝日9-17時 12月31日~1月3日は休業)
 公式ウェブサイト <http://www.sjnk.co.jp/contact/>
 (インターネットから「損保ジャパン日本興亜問い合わせ」で検索)
 ※ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは左記までご連絡ください。

ご挨拶

当社の自動車保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

保険契約の締結を証明するものですので、大切に保管してください。

もしも皆様のご愛顧におこたえできませんよう、おまじをしましてまいりますので、よろしくお引き立てのお願い申し上げます。

この内容につきまして不明な点がございましたら、お電話にてお問い合わせください。

お問い合わせ先は、以下のとおりです。

お問い合わせ先電話番号は、0120-888-089

受付時間：平日 9:00-17:00（12月31日・1月3日は休業）

【番号】	中野 貴文 様
【住所】	〒100-0001 東京都千代田区千代田
【生年月日】	昭和64年1月30日
【性別】	男性
【職業】	会社員
【契約者本人】	中野 貴文 様
【保険期間】	令和2年7月29日午後5時05分
【支払方法】	電話による手続き
【車種】	軽自動車
【車名】	軽自動車
【車台番号】	1900A
【初年度登録】	令和1年7月
【車検】	令和4年7月29日

損害保険ジャパン株式会社

東田総合保険事務所
〒072-233-0268

美田新築営業課 東田41452号

自動車保険 証券

証券番号 [番号]

THE クルマの保険

当社は、この保険証券に表示された保険の普通保険約款および特約、その他の記載事項に従い、保険契約者との保険契約を締結し、その対価として保険料を率引します。

損害保険ジャパン株式会社

西澤 敬之

証券作成地：東京都 証券作成日：令和2年7月29日

ご契約の内容

保険期間：令和2年8月8日午後4時から 令和3年8月8日午後4時まで 1年間

保険種類：個人用自動車保険 THE「クルマの保険」

契約者区分：ノンフリート

契約日：令和2年7月29日

ご契約の自動車

車名：軽自動車

用途車種：自家用小型乗用車

登録番号：[番号]

使用目的：業務使用

車台番号：[番号]

料率クラス：※車両7 ※対人6 ※対物5 ※傷害7

型式：M900A

※料率クラス欄に記載がある自動車は、「型式別料率クラス制度」の対象です。この場合、同一型式の自動車ごとの事故実績が、型式ごとに毎年決定される上記料率クラスとして、それぞれ料率に反映されます。

初年度登録：令和1年7月 車検満了日：令和4年7月29日

記名者

氏名：保険契約者同一です

生年月日：昭和64年1月30日（保険始期時年齢 3.4歳）

住所：[住所]

免許の色：ゴールド 区分：個人

所有者

氏名：保険契約者同一です

※所有権留保 リースカーの場合は買主・借主をいいます

お支払内容

総額保険料：120円

払込方法/払込期日：保険料分割払特約・口座振替月払

各回払込保険料：76円

令和2年9月以降 所定の振替日

振替日は原則26日となります。ただし、一部の金融機関では27日となる場合があります。

補償の対象となるご契約の自動車

限定運転者：限定されていません

運転者年齢条件：26歳以上補償

ご契約の等級

等級：[等級]

適用料率（割増引）：[料率]

ご連絡の際には右記の証券番号をお伝えください。

事故時

事故サポートセンター：0120-256-110（24時間365日受付）

カスタマーセンター：0120-888-089（平日9-20時、土日祝日9-17時、12月31日・1月3日は休業）

公式ウェブサイト：<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

（インターネットから「損保ジャパン問い合わせ」で検索）

損害保険ジャパン 連絡先